

青森県広域防災拠点指針

平成30年3月

青森県

目次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1 | 総則 | 1 |
| 1. | 目的 | 1 |
| 2. | 検討の手順 | 1 |
| 第2 | 広域防災拠点の基本的な考え方 | 2 |
| 1. | 広域防災拠点の定義 | 2 |
| 2. | 広域防災拠点に望まれる機能 | 2 |
| 3. | 青森県における広域防災拠点に望まれる機能の現状等 | 3 |
| (1) | 実動部隊の活動要員の一次集結、ベースキャンプ機能 | 3 |
| (2) | 災害医療活動の支援機能 | 3 |
| (3) | ヘリポート機能 | 3 |
| (4) | ボランティア支援機能 | 3 |
| (5) | 救援物資の中継・分配機能 | 3 |
| (6) | 備蓄機能 | 3 |
| (7) | 平時における機能 | 3 |
| (8) | 県現地災害対策本部等代替機能 | 3 |
| 第3 | 広域防災拠点の検討 | 4 |
| 1. | 想定災害 | 4 |
| 2. | 広域防災拠点の選定方法 | 6 |
| (1) | 広域防災拠点の地域 | 6 |
| (2) | 広域防災拠点の形態 | 14 |
| (3) | 広域防災拠点の施設・設備等 | 16 |
| (4) | 広域防災拠点の必要規模 | 17 |
| 第4 | 今後の検討 | 19 |
| 1. | 広域防災拠点の具体的な計画の策定・整備等 | 19 |
| 2. | 広域防災拠点の運用・運営等 | 19 |
| 3. | 平時における利用 | 19 |
| (1) | 既存施設を活用する場合 | 19 |
| (2) | 施設を新設する場合 | 19 |
| 4. | 公共施設の整備等 | 19 |
| 5. | 基幹的広域防災拠点 | 20 |

第 1 総則

1. 目的

本指針は、青森県内における広域的な災害に対応可能な防災体制を構築するために、本県の広域防災拠点のあり方や必要とする機能、施設の規模、選定方法、平常時の活用方法等、基本的な考え方を取りまとめたものである。

2. 検討の手順

本県における広域防災拠点について、以下の手順により検討を実施する。

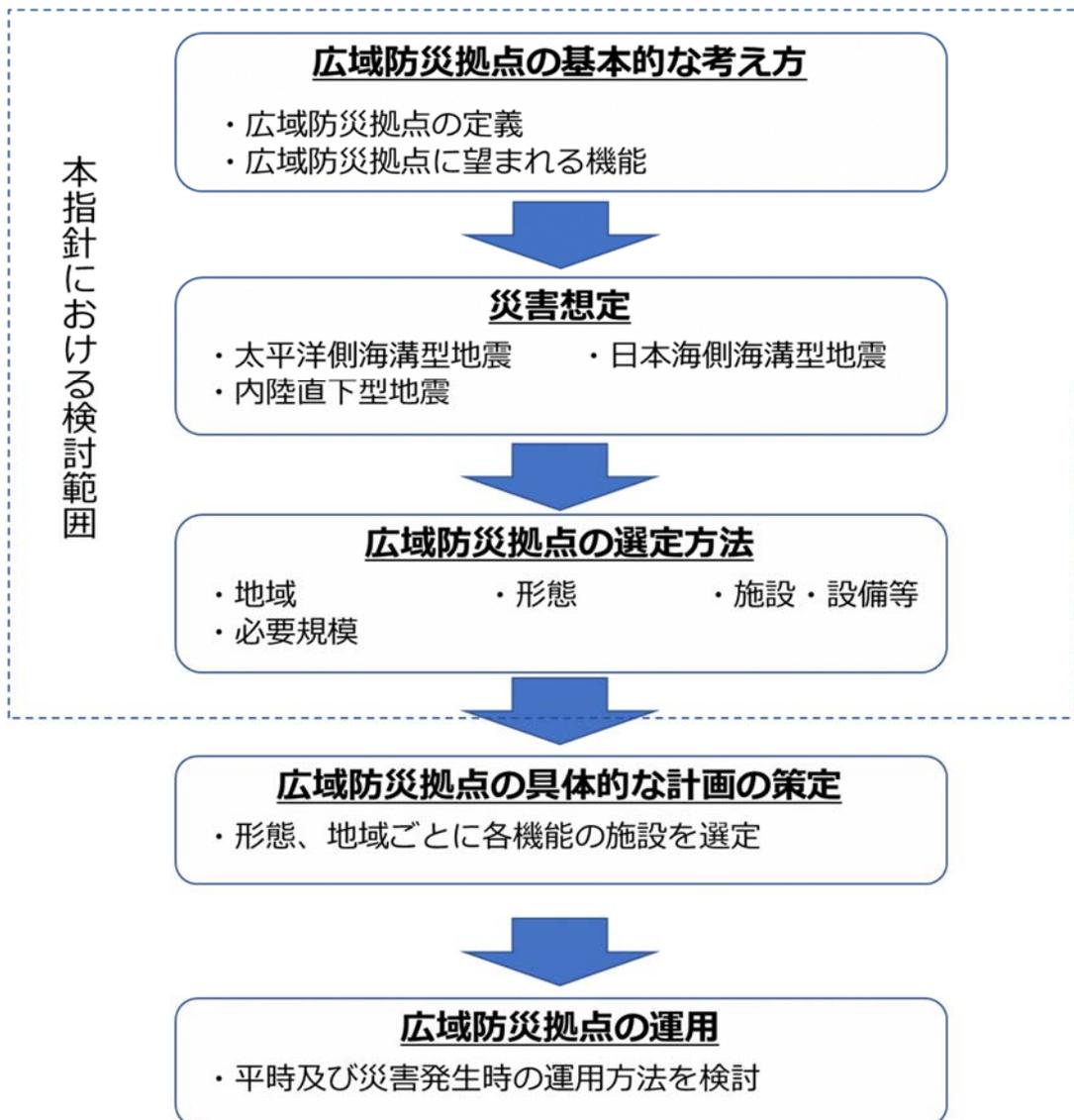


図 1 検討の手順

第2 広域防災拠点の基本的な考え方

1. 広域防災拠点の定義

本県における広域防災拠点の定義は、以下のとおりとする。

定義

大規模かつ広域的な災害における活動拠点（実動部隊の一次集結、ベースキャンプ機能、災害医療活動の支援機能等）及び一次物資拠点（救援物資の中継・分配機能）等の防災拠点

2. 広域防災拠点に望まれる機能

広域防災拠点に望まれる機能は、以下のとおりとする。

表 1 広域防災拠点に望まれる機能

| 項目 | 機能 | 内容 |
|--------|---------------------------|---|
| 活動拠点 | ①実動部隊の活動要員の一次集結、ベースキャンプ機能 | 全国から集結する警察、消防、自衛隊等の実動部隊が一時集結し、被災地の情報収集、関係機関間の連携・調整、車両の駐車、人員の休憩・宿泊等を行う機能 |
| | ②災害医療活動の支援機能 | 災害拠点病院の空床状況等の受入れ可否状況の把握、医薬品・医療用資機材・設備の提供、傷病者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポートの確保等の災害医療活動を行う機能 |
| | ③ヘリポート機能 | ヘリコプターによる救出・救助活動、医療救護活動、物資輸送等を行うためのヘリコプターの離着陸機能 |
| | ④ボランティア支援機能 | 防災ボランティア情報センターを設置し、被災地ニーズとのマッチング、ボランティアへの情報提供を行う機能 |
| 一次物資拠点 | ⑤救援物資の中継・分配機能 | 国のプッシュ型支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を円滑に受入れるため、物資の集積、仕分け、分配を行う機能 |
| その他 | ⑥備蓄機能 | 食料・飲料水、生活用品の備蓄や救援物資を一時保管する機能 |
| | ⑦平時における機能 | 公園・催事スペース、防災教育・啓発、防災訓練等、平時の防災活動を支援する機能 |
| | ⑧県現地災害対策本部等代替機能 | 県現地災害対策本部等が被災して使用できない場合の代替機能 |

3. 青森県における広域防災拠点に望まれる機能の現状等

(1) 実動部隊の活動要員の一次集結、ベースキャンプ機能

消防、自衛隊等の実動部隊は、各関係機関の計画等において、進出拠点、活動拠点等を定めている。
これらの一部については、各関係機関が指定している拠点が重複している場合や指定避難所、指定緊急避難場所等に指定されている場合があり、調整の必要がある。

(2) 災害医療活動の支援機能

青森県は、災害拠点病院を8箇所（うち基幹災害拠点病院1箇所）指定している。
広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）は、原則として青森空港に設置することとしている。

(3) ヘリポート機能

青森県防災航空隊、自衛隊等は、臨時離着陸場等を定めている。
これらの一部については、前記「(1)実動部隊の活動要員の一次集結、ベースキャンプ機能」や指定避難所、指定緊急避難場所等に指定されている場合があり、調整の必要がある。

(4) ボランティア支援機能

防災ボランティア情報センターは、環境生活部県民生活文化課内に設置することとしている。

(5) 救援物資の中継・分配機能

本県においては、一次物資拠点（救援物資の中継・分配機能）が定められていないが、平成27年度から青森県防災物流インフラ強化計画策定検討委員会において、救援物資等を避難所へ届けるための最適な物資拠点を調査・検証・抽出や、道路、港湾、空港などの広域的な物流インフラを強化する事業推進計画を検討している。

(6) 備蓄機能

県では、広域的な立場から市町村の備蓄を保管することを目的とし、物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活を緊急的に支援するとの考え方にに基づき毛布等の備蓄物資を民間倉庫に備蓄している。

青森県災害備蓄指針において、食料・飲料水等も備蓄することとしており、これらの備蓄場所を検討する必要がある。

(7) 平時における機能

県では、県民の防災意識向上のため、地震の疑似体験や消火体験が実施できる青森県防災教育センターを開設している。

(8) 県現地災害対策本部等代替機能

県では、県庁舎が被災し、使用できなくなった場合の災害対策本部及び県現地災害対策本部等の代替施設を定めていない。

第3 広域防災拠点の検討

1. 想定災害

広域防災拠点の基本的な考え方を取りまとめる上での想定災害は、本県で最大の被害が想定される「青森県地震・津波被害想定調査」を基本とし、風水害、火山災害等も考慮する。

青森県地震・津波被害想定調査（太平洋側海溝型地震（想定年度 H24・H25）、日本海側海溝型地震（同 H27）、内陸直下型地震（同 H24・H25））における震度分布・液状化危険度及び被害の概要を以下に示す。

表 2 想定地震の震度分布・液状化危険度

| 想定地震 (想定年度) | 震度分布 | 液状化危険度 |
|--------------------------------|---|---|
| 太平洋側 海溝型地震 (H24・ H25) | <p>計測震度 気象庁震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.5以上 震度7 6.0-6.5 震度6強 5.5-6.0 震度6弱 5.0-5.5 震度5強 4.5-5.0 震度5弱 3.5-4.5 震度4 3.5未満 震度3以下 | <p>PI値 15以上 PI値 5~15 PI値 0~5 PI値 0 液状化の可能性が極めて小さい</p> |
| 日本海側 海溝型地震 (H27) | <p>計測震度 気象庁震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.5以上 震度7 6.0-6.5 震度6強 5.5-6.0 震度6弱 5.0-5.5 震度5強 4.5-5.0 震度5弱 3.5-4.5 震度4 3.5未満 震度3以下 | <p>PI値 15以上 PI値 5~15 PI値 0~5 PI値 0 液状化の可能性が極めて小さい</p> |
| 内陸直下型 地震 (H24・ H25) | <p>計測震度 気象庁震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.5以上 震度7 6.0-6.5 震度6強 5.5-6.0 震度6弱 5.0-5.5 震度5強 4.5-5.0 震度5弱 3.5-4.5 震度4 3.5未満 震度3以下 | <p>PI値 15以上 PI値 5~15 PI値 0~5 PI値 0 液状化の可能性が極めて小さい</p> |

表 3 各想定地震における被害の概要

| 項目 | | 単位 | 想定地震 | | |
|----------|---------------|----|---------------|---------------|-------------|
| | | | 太平洋側 海溝型地震 | 日本海側 海溝型地震 | 内陸 直下型地震 |
| マグニチュード | | Mw | 9.0 | 7.9 | 6.7 |
| 建物被害 | 全壊 | 棟 | 71,000 | 12,000 | 22,000 |
| | 半壊 | 棟 | 130,000 | 41,000 | 42,000 |
| 人的被害 | 死者数 | 人 | 25,000 | 6,900 | 2,900 |
| | 負傷者数 | 人 | 22,000 | 4,500 | 10,000 |
| ライフライン被害 | 上水道 断水人口 | 人 | 631,000 | 112,000 | 254,000 |
| | 下水道 機能支障人口 | 人 | 119,000 | 19,000 | 42,000 |
| | 停電軒数 | 軒 | 696,000 | 123,000 | 200,000 |
| 避難者 | | 人 | 182,000 | 42,000 | 68,000 |

2. 広域防災拠点の選定方法

(1) 広域防災拠点の地域

広域防災拠点の地域の選定にあたっては、想定災害、交通利便性の2つを考慮する。

① 想定災害

青森県地震・津波被害想定調査においては、太平洋側海溝型地震の全壊棟数のうち9割程度が三八上北地域、下北地域、また、日本海側海溝型地震の全壊棟数のうち9割程度が西北・中南地域となり、甚大な被害の発生が予想される地域が限られている。

このことから、広域防災拠点の検討にあたっては、

非被災地域の広域防災拠点：被害がない又は比較的軽微な非被災地域に実動部隊や救援物資等が一時的に進出・輸送する目標地点とし、被災地域を支援するための体制を整える拠点

被災地域の広域防災拠点：被害が甚大な被災地域で実動部隊がベースキャンプを設置する拠点の2つについて、想定災害毎に検討する。

② 交通利便性

広域防災拠点は、県内外から大量の支援がくることが想定されることから、交通利便性を考慮し、高速自動車道路のIC、主要幹線道路、空港・ヘリポート、港湾等に近接している必要がある。また、青森県地震・津波被害想定調査に基づく交通被害予測を考慮して検討する。

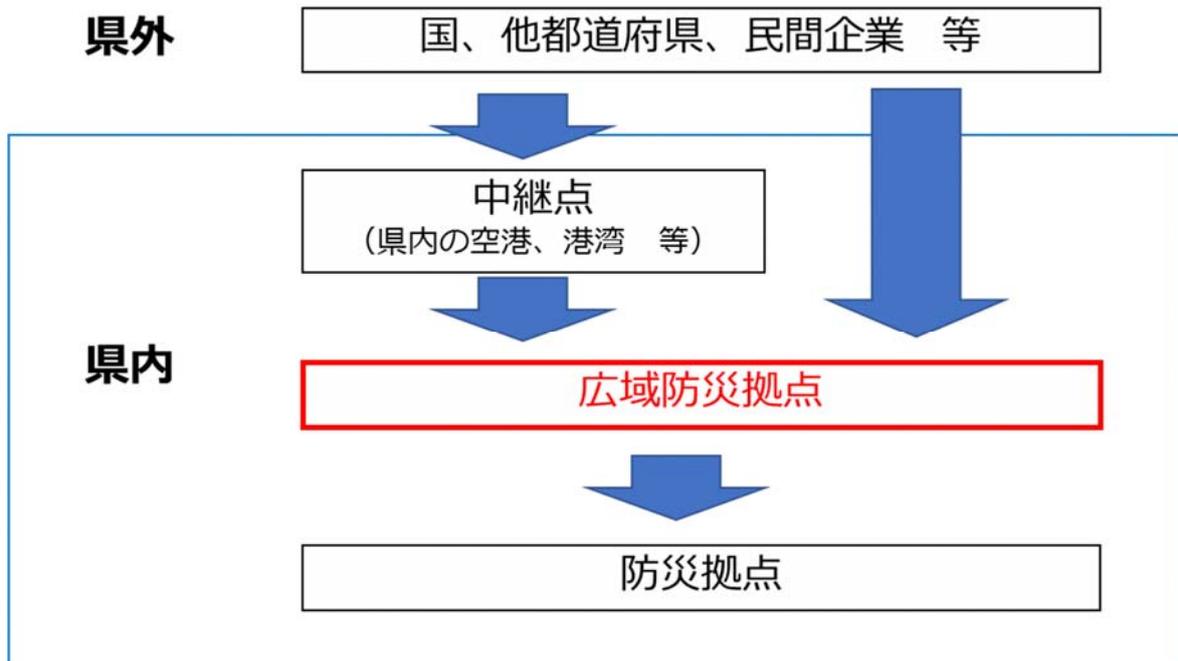
青森県における陸路のアクセス状況は、東北縦貫自動車道弘前線（東北自動車道）及び八戸線（八戸自動車道）等の高速自動車国道、国道4号、国道7号、国道45号の国道（直轄国道）等により県外と接続されている。また、県内においては、青森市、弘前市、八戸市等を中心に緊急輸送道路で接続されている。

空路によるアクセスは、津軽地方に青森空港及び三八上北地方に三沢空港を有している。

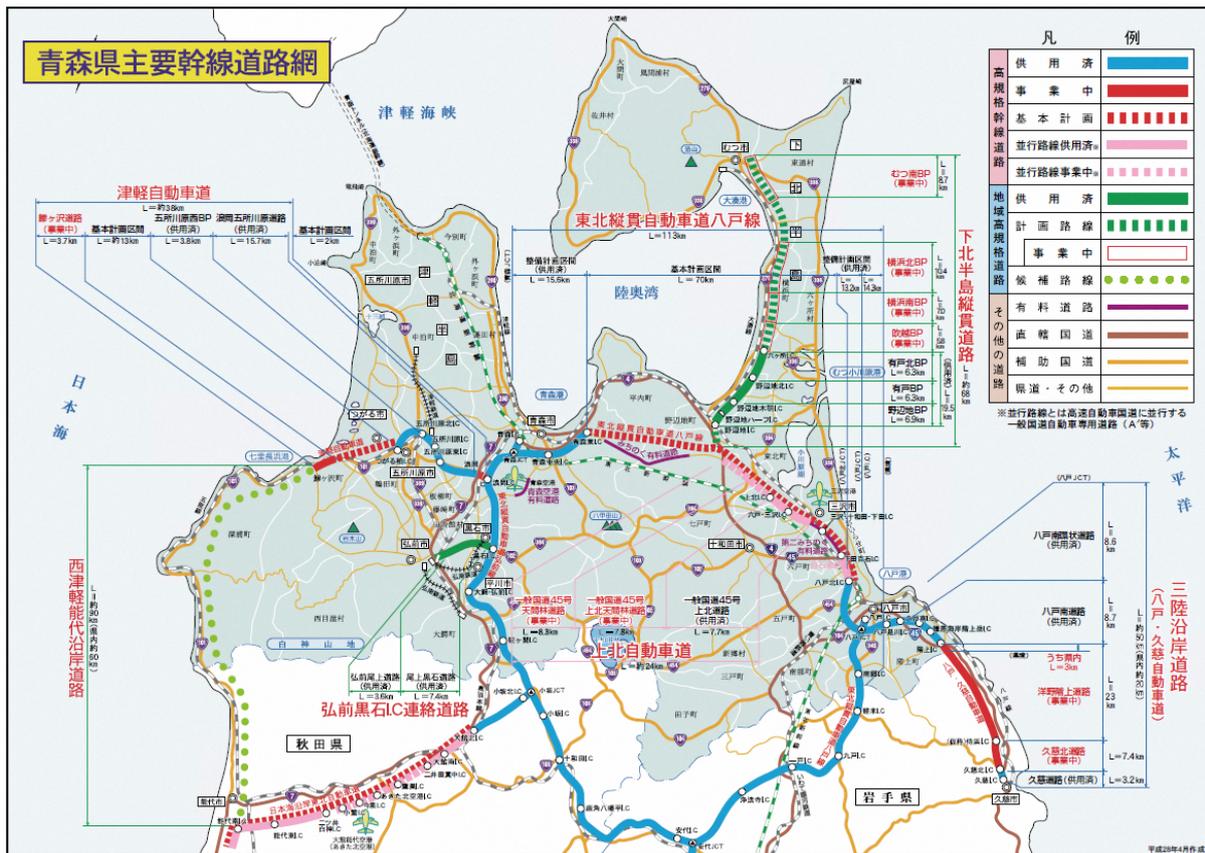
海路によるアクセスは、重要港湾（青森港、八戸港、むつ小川原港）等を有している。

非被災地域の広域防災拠点、被災地域の広域防災拠点の機能及び交通利便性を表4、機能のイメージを図2に示す。

また、被害想定別の非被災地及び被災地域の広域防災拠点を図3～図5に示す。



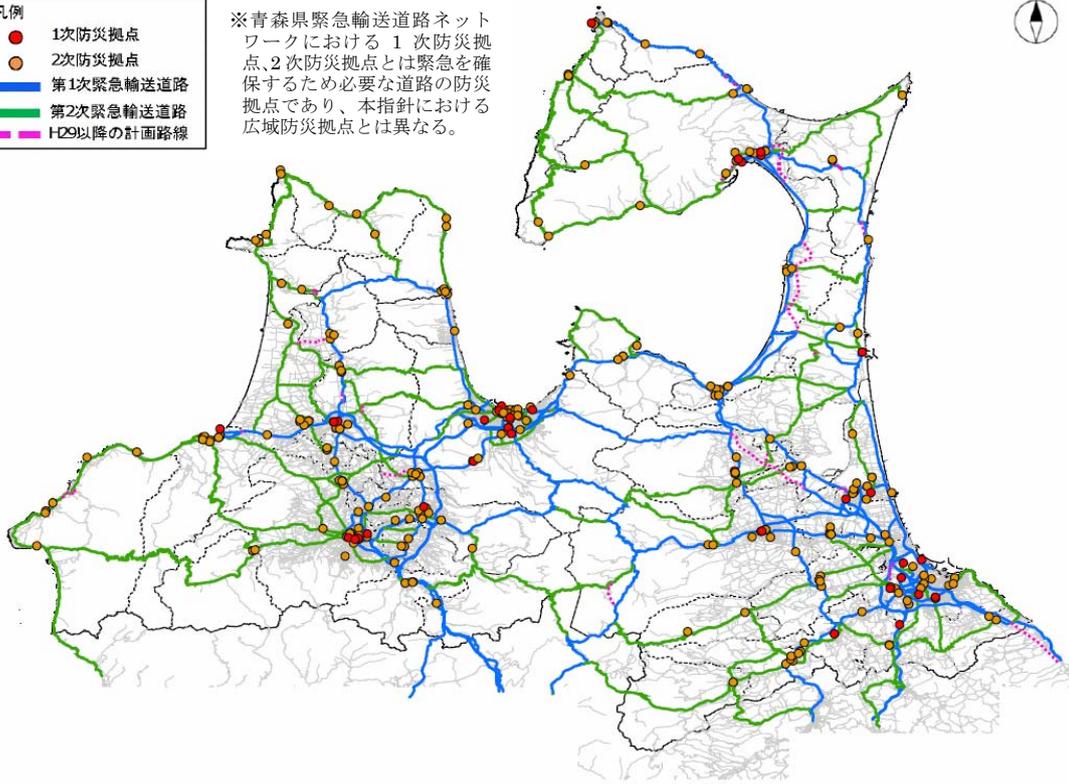
【参考】交通アクセスのイメージ



【参考】青森県主要幹線道路

- 凡例
- 1次防災拠点
 - 2次防災拠点
 - 第1次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路
 - H29以降の計画路線

※青森県緊急輸送道路ネットワークにおける1次防災拠点、2次防災拠点とは緊急を確保するため必要な道路の防災拠点であり、本指針における広域防災拠点とは異なる。



【参考】青森県緊急輸送道路ネットワーク計画

表 4 非被災地域・被災地域における広域防災拠点の機能及び交通利便性

| 項目 | | 非被災地域の広域防災拠点 | 被災地域の広域防災拠点 |
|-------|--------|---|--|
| 機能 | 活動拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 被災地域を支援するための実動部隊が集結する機能 患者を県外へ搬送するための SCU 機能 ボランティアの活動を支援する防災ボランティア情報センターの機能 など | <ul style="list-style-type: none"> 被災地で活動するための実動部隊のベースキャンプ等機能 被災地域における患者を搬送するためのヘリポート機能 など |
| | 一次物資拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 国のプッシュ型支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を円滑に受入れるため、物資の集積、仕分け、分配を行う機能 | — |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 県の備蓄物資を保管する機能 県現地災害対策本部等代替機能 | — |
| 交通利便性 | | <ul style="list-style-type: none"> 県外からの支援の受入れが容易となるよう、高速道路の IC、主要幹線道路、空港、港湾等からのアクセスが容易なこと | <ul style="list-style-type: none"> 非被災地域から被災地域への支援の受入れが容易となるよう、主要幹線道路等からのアクセスが容易なこと |

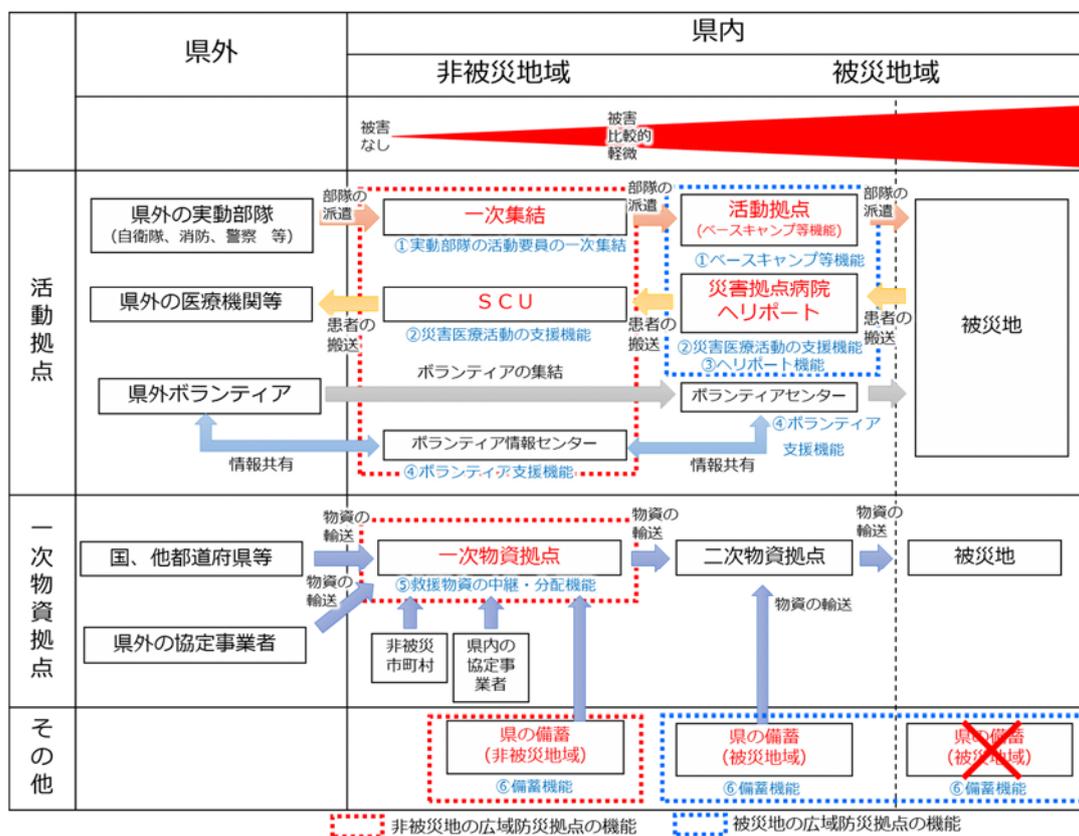


図 2 非被災地域・被災地域における広域防災拠点の機能のイメージ

【太平洋側海溝型地震】

- ・三八上北地域を中心に甚大な被害が予想される。

（ 揺れによる建物被害に伴う要救助者 8,000 人 津波被害に伴う要救助者 730 人
 津波被害に伴う要捜索者 23,000 人
 避難者 182,000 人（冬深夜 当日・一日後） ）

- ・三八上北地域の交通手段（東北縦貫自動車道八戸線（八戸自動車道）、三沢空港、八戸港、むつ小川原港等）が被災する可能性がある。
- ・県外からの支援は、東北縦貫自動車道弘前線（東北自動車道）、青森空港、青森港等を経由し、被害が比較的少ない西北・中南地域や東青地域（非被災地域の広域防災拠点）に進出・輸送される。
- ・県内に進出・輸送された支援は、西北・中南地域や東青地域（非被災地域の広域防災拠点）から三八上北地域、下北地域（被災地域の広域防災拠点）に進出・輸送される。
- ・太平洋側沿岸部等は、津波により国道 338 号等が寸断され孤立の可能性はある。

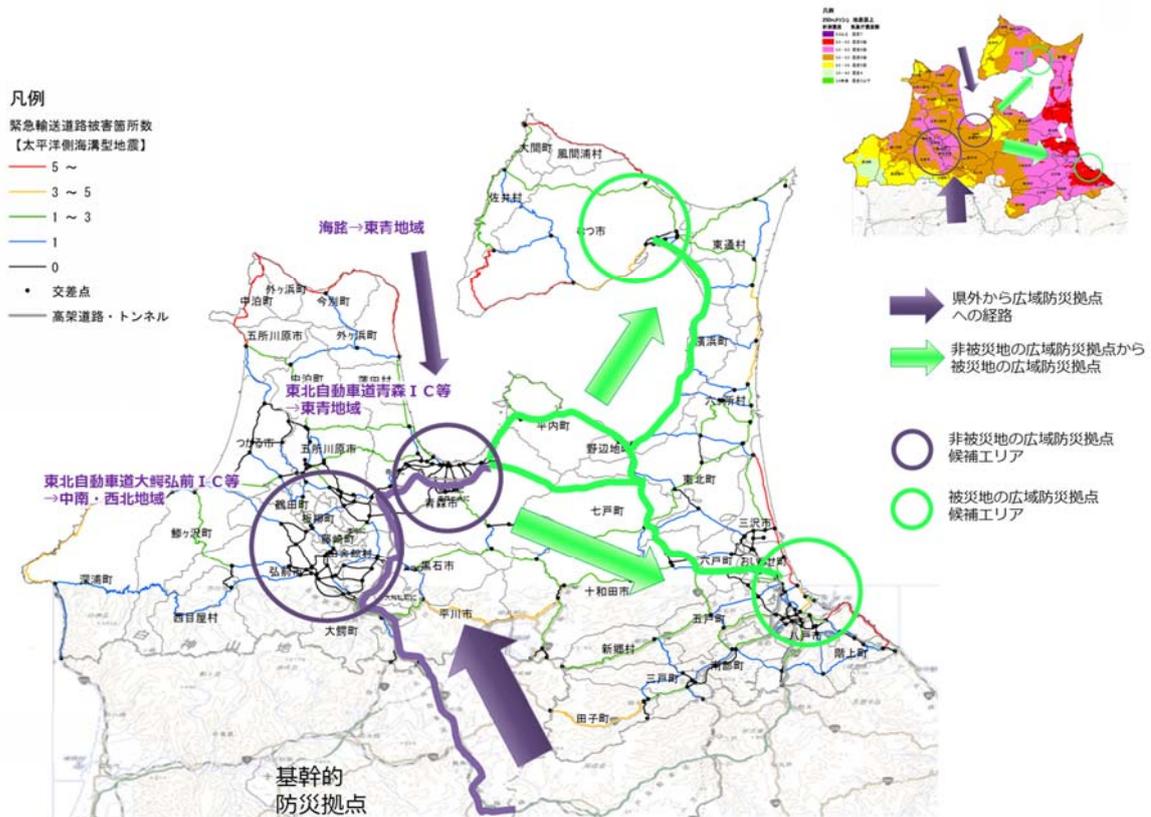


図 3 想定地震別の広域防災拠点機能（太平洋側海溝型地震）

【日本海側海溝型地震】

- ・ 西北・中南地域を中心に甚大な被害が予想される。

〔 揺れによる建物被害に伴う要救助者 290 人 津波被害に伴う要救助者 680 人（夏 1 2 時）
避難者 42,000 人（当日・一日後） 〕

- ・ 県外からの支援は、東北縦貫自動車道弘前線（東北自動車道）、八戸線（八戸自動車道）、青森空港、三沢空港、青森港、八戸港等を経由し、被害が比較的少ない東青地域や三八上北地域（非被災地域の広域防災拠点）に進出・輸送される。
- ・ 県内に進出・輸送された支援は、東青地域や三八上北地域（非被災地域の広域防災拠点）から西北・中南地域（被災地域の広域防災拠点に進出・輸送される。
- ・ 日本海側は、津波により道路が寸断され孤立の可能性はある。

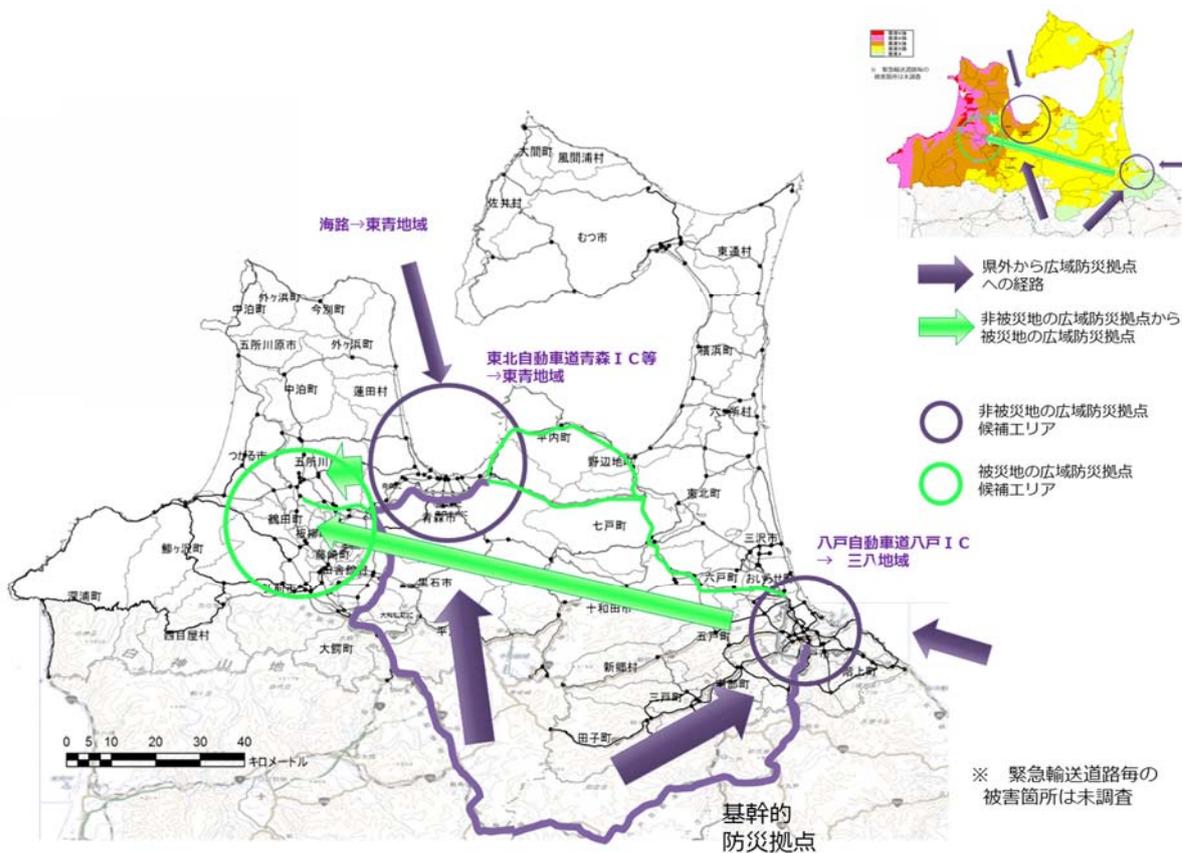


図 4 想定地震別の広域防災拠点機能（日本海側海溝型地震）

【内陸直下型地震】

・東青地域を中心に甚大な被害が予想される。

〔 揺れによる建物被害に伴う要救助者 4,200人 津波被害に伴う要捜索者 2,900人
 避難者 68,000人（冬深夜 当日・一日後） 〕

・東青地域の交通手段（青森空港、青森港等）が被災する可能性がある。

・県外からの支援は、東北縦貫自動車道弘前線（東北自動車道）、八戸線（八戸自動車道）、三沢空港、八戸港、大間港等を経由し、被害が比較的少ない西北・中南地域、三八上北地域、下北地域（非被災地域の広域防災拠点）に進出・輸送される。

・県内に進出・輸送された支援は、西北・中南地域、三八上北地域、下北地域（非被災地域の広域防災拠点）から東青地域（被災地域の広域防災拠点）に進出・輸送される。

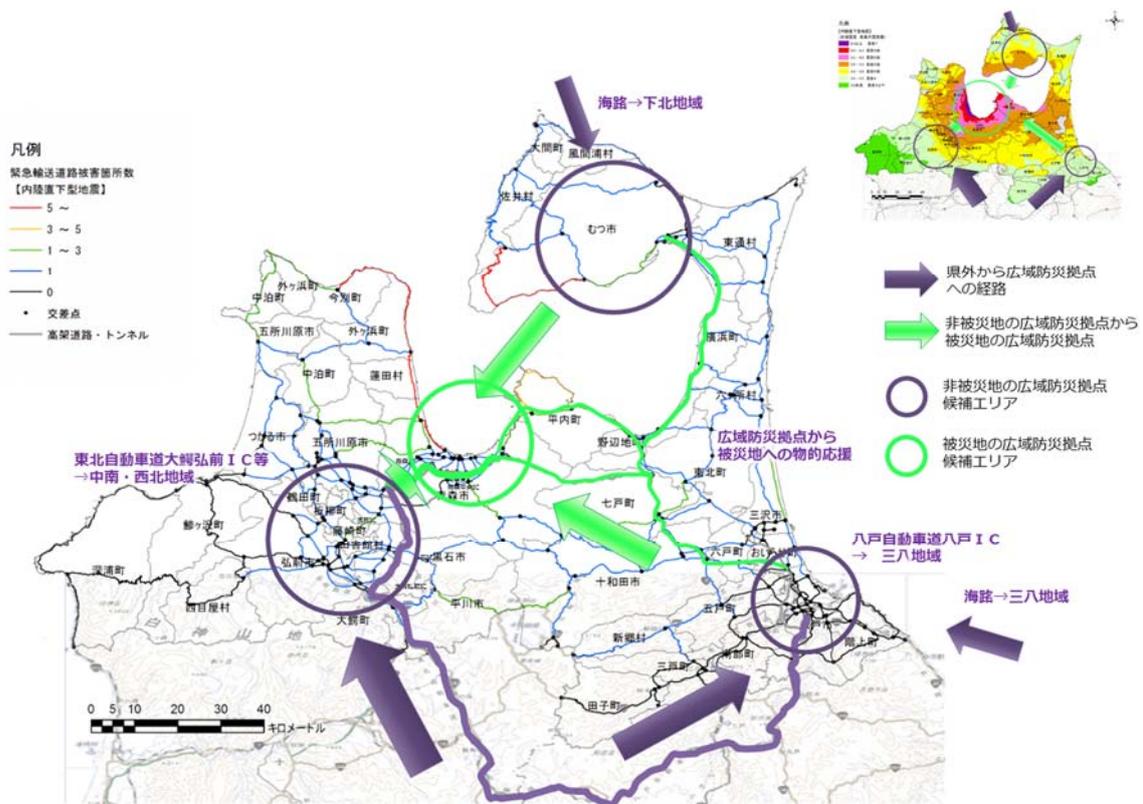


図 5 想定地震別の広域防災拠点機能（内陸直下型地震）

以上の考え方を踏まえ、「東青」、「西北・中南」、「下北」、「三八上北」の4地域の広域防災拠点の選定を想定する。

表 5 想定地震別の広域防災拠点

| 想定地震 | 被災地域 | 非被災地域 |
|---------------|----------------|---------------------------|
| 太平洋側 海溝型地震 | 三八上北地域 下北地域 | 東青地域 西北・中南地域 |
| 日本海側 海溝型地震 | 西北・中南地域 | 東青地域 三八上北地域 下北地域 |
| 内陸直下型 地震 | 東青地域 | 三八上北地域 西北・中南地域 下北地域 |

表 6 広域防災拠点の選定地域

| 地域 | 地域の市町村 |
|-------------------|---|
| 東青 (1市3町1村) | 青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 |
| 西北・中南 (5市7町2村) | <西北> 五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町 <中南> 弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村 |
| 三八上北 (3市11町2村) | <三八> 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 <上北> 十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町 |
| 下北 (1市1町3村) | むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 |

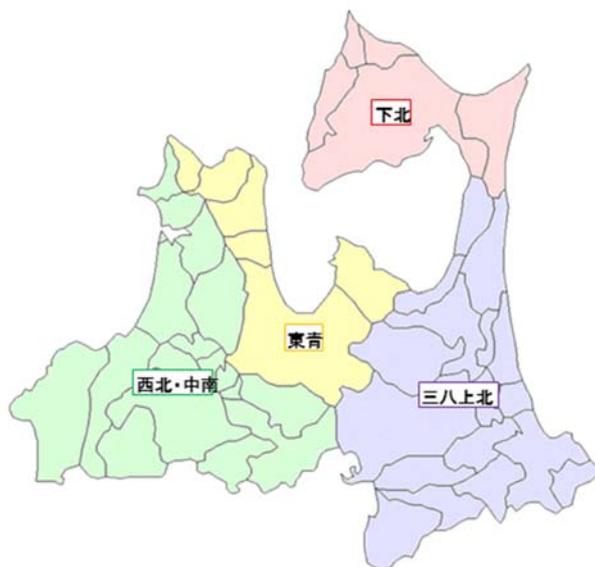


図 6 広域防災拠点の配置案

(2) 広域防災拠点の形態

広域防災拠点は、一般的に機能を1箇所に集中する「集中型」と機能を複数箇所に分散させネットワーク化する「分散ネットワーク型」がある。

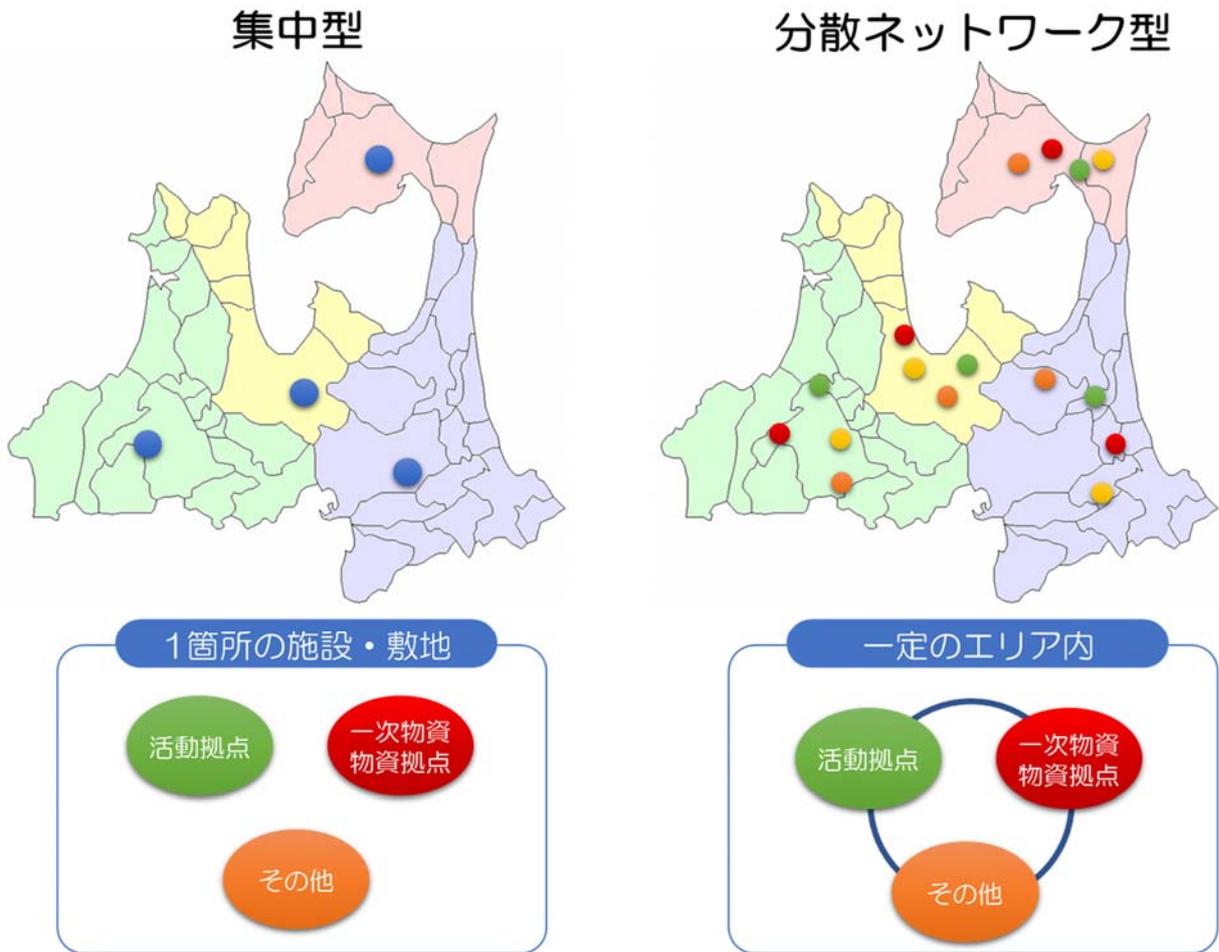


図 7 集中型と分散ネットワーク型のイメージ

表 7 集中型と分散ネットワーク型の比較

| 形態 | メリット | デメリット |
|-----------|--|---|
| 集中型 | <ul style="list-style-type: none"> 各機能が1箇所に集中しているため、短時間で円滑な連携が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 多くの機能が集中するため、施設を新たに整備する必要がある（整備に面積、期間及び経費を要する） 一度に全ての機能が被災する可能性がある |
| 分散ネットワーク型 | <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の活用も可能なため、整備費が少ない 代替性に優れている | <ul style="list-style-type: none"> 機能間の連携に工夫が必要 |

「集中型」は、各機能が1箇所に集中していることから、災害時における災害対策本部との連携や広域防災拠点の効率的・効果的な運用が可能となるが、大規模災害の発生が危惧されている現状において、広域防災拠点を新たに整備するために相当な期間を要すること、4地域全てに広域防災拠点を整備するために多額の費用を要することがデメリットとなる。

「分散ネットワーク型」は、広域防災拠点の機能を分割することにより災害リスクが分散されるとともに、既存施設を活用することにより整備するための期間、費用が最小限となるが、災害時において災害状況、広域防災拠点の被災状況等を考慮して、使用方法を決定する必要があること、既存の施設を活用するため広域防災拠点に必要な機能が確保できないことも懸念されること、広域防災拠点間や災害対策本部との連携や広域防災拠点の効率的・効果的な運用ができないなどのデメリットがある。

分散ネットワーク型を採用する場合は、機能によっては他地域を包括するなど、地域ごとに必要な機能を整理したうえで検討する。

具体的な広域防災拠点については、地域特性等を踏まえ、「集中型」と「分散ネットワーク型」を適切に組合せて、選定する必要がある。

(3) 広域防災拠点の施設・設備等

各機能に必要な施設・設備等は以下のとおりである。

表 8 各機能に必要な施設・設備等

| 項目 | 機能 | 施設・設備等 | 備考 |
|--------|---------------------------|--|--|
| 活動拠点 | ①実動部隊の活動要員の一次集結、ベースキャンプ機能 | 広場（集結・宿営場所）、駐車場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外でも可 ・交通条件が良い場所 |
| | ②災害医療活動の支援機能 | ドクターヘリ離着陸スペース、医療活動スペース、資機材・設備の一時保管スペース、通信設備、SCU スペース 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備等の保管が必要 ・ドクターヘリ離着陸スペースは周辺に高い構造物がない場所、屋外の広いスペース |
| | ③ヘリポート機能 | ヘリポート 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に高い構造物がない場所 ・屋外の広いスペース |
| | ④ボランティア支援機能 | 執務室、通信設備 等 | |
| 一次物資拠点 | ⑤救援物資の中継・分配機能 | 荷捌き場、トラック駐車スペース、一時保管スペース、フォークリフト 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の広いスペース ・交通条件が良い場所 ・トラックの出入りが可能 |
| その他 | ⑥備蓄機能 | 備蓄倉庫 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内の広いスペース ・交通条件が良い場所 ・トラックの出入りが可能 |
| | ⑦平時における機能 | 防災教育施設（防災センター等）、会議室、広場（グラウンド等）、催事スペース、駐車場 等 | |
| | ⑧県現地災害対策本部等代替機能 | 会議室、執務室、簡易宿泊施設、通信設備 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内 |

(4) 広域防災拠点の必要規模

広域防災拠点に必要な規模については、以下の算定を参考とする。

①活動拠点等

表 9 各機能に必要な規模

| 項目 | 機能 | 機能の例 | 面積 | 備考 |
|------|--------------------------|---|---|---|
| 活動拠点 | 実動部隊の活動要員の一次集結、ベースキャンプ機能 | ・消防機関の宿営場所 | 約 15,000 m ² | 5 県隊 〔 1 県隊当たり 30~35 隊 150 名程度 50m×60m 〕 |
| | | ・陸上自衛隊の宿営場所 | 約 24,000 m ² | 1 個普通科連隊 〔 宿营地、駐車場、管理施設、通信施設、指揮所 160m×150m 〕 1 個普通科中隊 (参考) 〔 宿营地、駐車場 60m×40m 〕 |
| | 災害医療活動の支援機能 | ・ドクターヘリのヘリポート | 約 1,600 m ² | 40m×40m |
| | ヘリポート機能 | ・大型ヘリコプターのヘリポート ・中型ヘリコプター (防災ヘリ等) のヘリポート | 約 10,000 m ² 約 3,600 m ² | 100m×100m 60m×60m |
| その他 | ボランティア支援機能 | 防災ボランティア情報センター (県) | 約 200 m ² | 防災ボランティア情報センター 運営職員 40 名程度 |
| | | 防災ボランティアセンター (市町村) | | 東日本大震災における実績 (1 日最大ボランティア活動人数) ・気仙沼市 約 600 人 ・石巻市 約 2,000 人 ・東松島市 約 1,000 人 |
| その他 | 備蓄機能 | 備蓄倉庫 | | 備蓄物資については、「青森県災害備蓄指針」を参照 |

②一次物資拠点

一次物資拠点の広さは、災害毎の救援物資を保管するために必要となる面積とする。

物資を置くために必要な面積は、救援物資が調達先から一次物資拠点の候補地にパレット積みで届き、各物資拠点内ではパレット積み物資を2段単位で置くものと仮定して、算定する。また、通路、荷捌きスペースを考慮するため、物資を置くスペースを3倍した面積を必要面積とする。

上記の仮定に基づき、一次物資拠点の候補地を決定するために必要となる面積は以下のとおりである。

表 10 一次及び二次物資拠点に必要な面積

| 想定災害 | | | 物資拠点に必要な面積 (㎡) | | 物資拠点設置圏域 | |
|------|-------------|----|----------------|----------|----------|---------|
| | | | 一次 | 二次* | 一次 | 二次 |
| 地震 | 太平洋側 海溝型 | 夏期 | 約 35,000 | 約 70,000 | 東青地域 | 三八上北地域 |
| | | 冬期 | 約 45,000 | 約 91,000 | 西北・中南地域 | 下北地域 |
| | 日本海側 海溝型 | 夏期 | 約 8,000 | 約 16,000 | 東青地域 | 西北・中南地域 |
| | | 冬期 | 約 10,000 | 約 21,000 | 三八上北地域 | |
| | 内陸直下型 | 夏期 | 約 13,000 | 約 26,000 | 西北・中南地域 | 東青地域 |
| | | 冬期 | 約 17,000 | 約 34,000 | 三八上北地域 | |

※救援物資の受け取り、仕分け、避難所への配送を行う市町村が開設する拠点

表 11 一次物資拠点候補箇所

| 地域 | 候補施設 | 面積 (㎡) |
|---------|------|--------|
| 東青地域 | 3箇所 | 18,600 |
| 西北・中南地域 | 3箇所 | 17,600 |
| 三八・上北地域 | 5箇所 | 18,500 |
| 下北地域 | 1箇所 | 11,700 |
| 計 | 12箇所 | 66,400 |

第4 今後の検討

1. 広域防災拠点の具体的な計画の策定・整備等

広域防災拠点の具体化のために、広域防災拠点の形態（集中型、分散ネットワーク型）、広域防災拠点として利用可能な施設のリスト、機能ごとの使用施設の指定又は優先順位、交通アクセスの中継点等を定めた計画を策定する。

特に活動拠点機能、一次物資拠点機能については、各地域に1箇所は使用施設をそれぞれ指定する。

また、計画の策定にあたっては、要件を満たす施設の絞り込み、広域防災拠点の候補となる施設の調査、広域防災拠点を活用する関係機関（自衛隊、消防機関、トラック協会、倉庫協会等）・市町村・施設管理者との十分な調整を実施する。

既存施設を活用する場合は、広域防災拠点としての機能を満たしているか検討の上、必要に応じて設備等を整備する。

2. 広域防災拠点の運用・運営等

災害時の円滑な広域防災拠点の運用・運営のために、各施設の開設方法、災害時の体制・運営手順等を定めた運用マニュアルを策定する。

一次物資拠点機能については、民間企業の活用も検討する。

3. 平時における利用

(1) 既存施設を活用する場合

既存施設を活用する場合は、施設本来の使用目的に従って利用することが想定されるが、施設管理者と連携し、防災訓練や防災教育の場としての活用し、県民の防災の意識付けに向けた活用を検討する。

(2) 施設を新設する場合

施設を新設する場合は、防災訓練や防災教育が実施できる設備を設置するなど平時における活用を検討する。また、一次物資拠点機能については、民間企業による運営など効率的な利用方法を検討する。

4. 公共施設の整備等

県有施設の整備等にあたっては、広域防災拠点機能の付加について検討するよう努める。

また、市町村有施設の整備等が予定される場合は、必要に応じて市町村に対して広域防災拠点機能の付加について、検討するよう依頼する。

5. 基幹的広域防災拠点

青森県地震・津波被害想定（太平洋側海溝型地震・日本海側海溝型地震）等においては、青森県のみならず他県にも大きな被害をもたらすことから、県域を越えた防災拠点の役割（基幹的広域防災拠点）のあり方も他道県と協力して検討を進める必要がある。

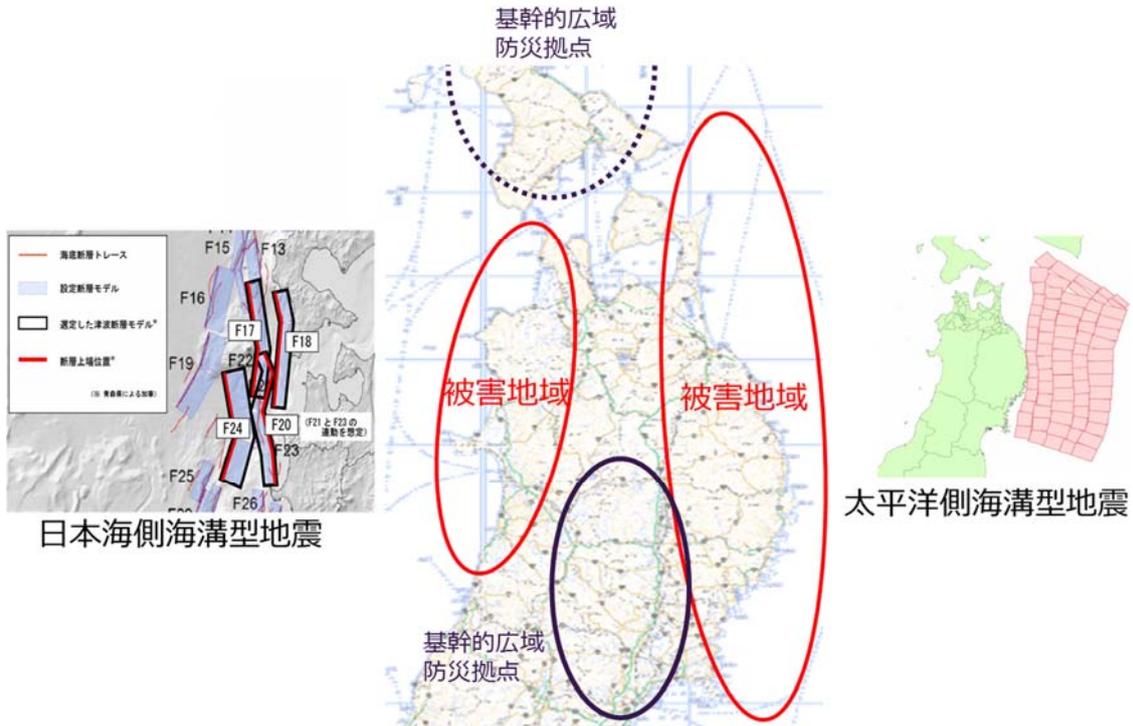


図 8 基幹的広域防災拠点のイメージ